

経済要録

国内

◆法制審議会、「商法等の一部を改正する法律案要綱」を公表

9月5日、「商法等の一部を改正する法律案要綱」が法制審議会総会において了承され、財務大臣に答申された。同法律案には、ストック・オプション制度の改善、株主総会のIT化等に関する内容が盛り込まれている。

◆平成14年度一般会計予算の概算要求額および財政投融资計画要求額の概要

財務大臣は9月11日の閣議において、重点7分野を対象とする構造改革特別要求額を除く平成14年度一般会計予算概算要求額（8月末現在）、および財政投融资計画要求額を報告したほか、10月9日の閣議において、構造改革特別要求額を加えた一般会計予算概算要求額を報告した。その概要は以下のとおり。

平成14年度一般会計概算要求額調

平成13年10月9日
(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	平成14年度概算要求額	比較増△減額
皇室費	7,618	7,050	△ 568
国会	143,971	130,567	△ 13,404
裁判所	319,785	310,021	△ 9,764
会計検査院	17,209	17,168	△ 41
内閣	102,342	96,016	△ 6,326
内閣府	5,689,921	5,371,449	△ 318,472
内閣本府等	460,637	146,527	△ 314,110
警察庁	274,288	237,466	△ 36,822
防衛庁	4,954,996	4,987,456	32,460
総務省	1,680,147	1,554,211	△ 125,936
法務省	611,439	598,913	△ 12,526
外務省	763,390	706,422	△ 56,968
財務省	1,901,685	1,866,112	△ 35,573
文部科学省	6,578,394	6,387,275	△ 191,119
厚生労働省	18,042,077	18,387,982	345,905
農林水産省	2,981,379	1,568,474	△ 1,412,905
経済産業省	930,543	907,190	△ 23,353
国土交通省	8,112,013	599,921	△ 7,512,092
環境省	276,967	89,202	△ 187,765
公共投資重点化措置	—	9,236,396	9,236,396
小 計	48,158,880	47,834,369	△ 324,511
自動車損害賠償保障事業特別会計へ繰入	200,000	—	△ 200,000
公共事業等予備費	300,000	—	△ 300,000
計(一般歳出)	48,658,880	47,834,369	△ 824,511
国債費	17,170,534	18,354,665	1,184,131
地方交付税交付金等(注1)	16,822,965	19,513,248	2,690,283
合 計	82,652,379	85,702,282	3,049,903

(注1) 地方交付税交付金等の概算要求額は、税収等について機械的試算を行い仮置きしたものである。

(注2) 8月末現在の計数に9月末が要求期限である「構造改革特別要求」803,083百万円が加わっている。

(参考)

1. 構造改革特別要求額調

(単位 百万円)

所 管	要 求 額
皇室費	595
国会	2,940
裁判所	1,450
会計検査院	358
内閣	3,428
内閣府	281,096
内閣本府等	6,764
警察庁	11,403
防衛庁	262,929
総務省	23,303
法務省	6,163
外務省	13,537
財務省	31,363
文部科学省	201,393
厚生労働省	17,701
農林水産省	104,657
経済産業省	84,557
国土交通省	21,895
環境省	8,647
合 計	803,083

2. 定員の増加要求

	8月末要求	9月末要求	計
一般会計	3,425人	69人	3,494人
特別会計	3,359人	0人	3,359人
計	6,784人	69人	6,853人

平成14年度財政投融资計画要求の概要

平成13年9月11日
(単位：億円)

区 分	平成13年度計画	平成14年度要求	比較増△減額	伸率 (%)
1. 住宅関連機関	93,018	78,747	△ 14,271	△ 15.3
住宅金融公庫	83,632	69,363	△ 14,269	△ 17.1
都市基盤整備公団	9,386	9,384	△ 2	△ 0.0
2. 中小企業関連機関	54,451	50,480	△ 3,971	△ 7.3
うち国民生活金融公庫	37,500	36,300	△ 1,200	△ 3.2
中小企業金融公庫	16,601	13,980	△ 2,621	△ 15.8
3. その他の公庫・銀行	35,066	28,275	△ 6,791	△ 19.4
国際協力銀行	15,593	13,882	△ 1,711	△ 11.0
日本政策投資銀行	14,450	10,100	△ 4,350	△ 30.1
農林漁業金融公庫	2,750	2,200	△ 550	△ 20.0
沖縄振興開発金融公庫	2,273	2,093	△ 180	△ 7.9
4. その他の公団・事業団等	47,967	46,447	△ 1,520	△ 3.2
うち日本道路公団	21,540	21,180	△ 360	△ 1.7
首都高速道路公団	4,100	4,623	523	12.8
社会福祉・医療事業団	5,428	3,762	△ 1,666	△ 30.7
阪神高速道路公団	3,562	3,580	18	0.5
日本育英会	2,192	2,192	—	0.0
小 計	230,502	203,949	△ 26,553	△ 11.5
5. 地 方	94,970	94,520	△ 450	△ 0.5
地方公共団体	78,200	77,900	△ 300	△ 0.4
公営企業金融公庫	16,770	16,620	△ 150	△ 0.9
合 計	325,472	298,469	△ 27,003	△ 8.3

◆経済財政諮問会議、「改革工程表」および「改革先行プログラム（中間とりまとめ）」を公表

経済財政諮問会議は、9月21日、「改革工程表」および「改革先行プログラム（中間とりまとめ）」を公表した。「改革先行プログラム（中間とりまとめ）」の概要は、以下のとおり。

「改革先行プログラム」について

1. 基本的考え方

政府は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（13年6月26日閣議決定）に基づく構造改革の道筋を明らかにするため、「改革工程表」を早急に取りまとめることとしている。「改革工程表」は、構造改革の全体像を中期的なものも含め明らかにするものであるが、このうち先行して決定・実施すべき施策については、補正予算で措置する事項も含め「改革先行プログラム」として取りまとめる。

この「改革先行プログラム」においては、「構造改革なくして我が国経済の再生と発展はない」との決意の下、規制改革等の制度改革諸施策を積極的に盛り込むとともに、補正予算を要する施策については、歳入歳出の洗い直し作業を踏まえた上で、①雇用・中小企業に係るセーフティーネットの充実策、②構造改革に直結し、かつその実施の緊急性が特に高い施策を積み上げることとする。その際、単なる公共投資等による需要追加を含めず、雇用創出効果や民間経済活性化効果が特に高く、成果が目に見える形で早期に現れる施策を推進する。なお、特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、真にやむを得ないものを除き、特殊法人等への財政支出の追加は行わない。

2. 「柱立て」

(1) 新産業・チャレンジャー、雇用を生み出す制度改革・環境整備

① 規制改革等の積極的推進

規制を極力撤廃し、競争やイノベーションを促すこと等により、消費者・生活者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を図る。特に、IT関連及び相対的に改革の遅れが目立つ医療、福祉・保育、人材、教育等の「生活者向けサービス分野」の規制改革を強力に推進する。

このため、総合規制改革会議の「重点6分野に関する中間とりまとめ」を最大限尊重し、これを前倒ししてその実現を図る。

② 証券市場・金融システムの構造改革

イ. 証券市場の構造改革

貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替えなどを踏まえ、国民一般が安心して証券市場に参加できるよう、透明性の高い証券市場を構築する。このため、市場への信頼向上のためのインフラ整備など、税制を含めた関連する諸制度における対応を可能なものから順次速やかに進める。

ロ. 不良債権問題の解決

主要行に対する検査を抜本的に強化し、これまで2年に一回程度実施してきた包括検査を年一回とするとともに、フォローアップ検査を半期毎に実施することにより、不良債権の的確な把握に努める。その上で、RCCの機能拡充や今般策定される私的整理ガイドライン等の枠組みの下、既存2年・新規3年の原則に従って

確実に不良債権を最終処理する。これと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも3年後には不良債権問題の正常化を図る。

(2) 雇用・中小企業に係るセーフティーネットの充実

① 雇用対策

失業率が5%を超え、厳しさを増している雇用情勢に鑑み、(1)で示した制度改革・環境整備により雇用創出に努めるとともに、雇用面でのセーフティーネットの一層の充実を図る。特に、

イ. 雇用のミスマッチを原因とする失業が拡大している現状を踏まえ、民間活力の活用を図りながら、職業紹介機能の充実を図る。このため、民間事業者による個々の求職者の事情に配慮したきめ細かな就職斡旋が可能となるよう措置する。また、ハローワークの機能を抜本的に充実強化する。さらに、求職から相談、訓練受講、職業紹介、就職にいたるまでの一貫した支援システムを強化する。

ロ. 個人の選択をできるだけ尊重しながら、民間教育訓練機関や大学、事業主を始め、あらゆる教育訓練資源を活用し、中高年ホワイトカラー離職者等に対する効果的な職業能力開発を強化する。

ハ. 職業訓練付きの失業給付延長制度を抜本的に拡充し、再就職を支援するとともに、新規成長分野における雇用創出のための雇用主への助成等を見直す。

ニ. 集中調整期間(今後2~3年)における雇用問題への対応に万全を期すため、中高年齢層失業者や雇用保険給付の非受給

者を中心に、学校への補助教員や警察支援要員、環境保全のための森林作業員を含む公的部門(民間企業やNPOの活用を含む)の緊急かつ臨時的な雇用(新公共サービス雇用)等に活用する資金を確保する。

② 中小企業等対策

構造改革の進展とあわせ、モラルハザードの発生を回避しつつ、潜在力を持ちやる気のある中小企業等の創業・経営革新を支援するとともに、そのような中小企業等が連鎖的に破綻することを回避し、経営再生を支援するため、新たな中小企業向けの金融上の措置を含め、セーフティーネットの一層の充実を図る。

(3) 構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策

1. に掲げた基本的考え方を踏まえ、構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策として、国民の利便性の向上、IT革命の進展を踏まえた人材育成、女性をはじめとする個人や民間企業の潜在力の発揮に資するため、以下の施策の推進を検討する。なお、予算措置を要するものについては、制度改革・環境整備と一体的に推進することとする。

① 電子政府の実現

② 学校の情報化の推進(校内LANの整備等)

③ 保育所待機児童ゼロ作戦の推進及び放課後児童の受入れ体制の整備

④ 廃棄物処理施設の緊急整備(ダイオキシン類の排出抑制等)

⑤ 産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベー

ション・新産業の創出

- ⑥ 都市再生・まちづくり、公的施設整備
に資するPFIの推進

なお、構造改革を推進するためにも、金融政策においては、引き続き適切な政策運営が期待される。

◆日本銀行、「金融市場調節方針の変更および公定歩合の引き下げ等について」を公表

日本銀行は、9月18日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節方針の変更および公定歩合の引き下げ等について別添1のとおり公表することを決定したほか、平成13年10月～平成14年3月の金融政策決定会合等の日程を別添2のとおりとすることを承認した。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、9月20日に公表したほか、8月13、14日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを9月25日に公表した。

(別添1)

平成13年9月18日
日 本 銀 行

金融市場調節方針の変更および公定歩合の引き下げ等について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下の措置を決定した。

- (1) 金融市場調節方針の変更（賛成多数）

当面、日本銀行当座預金残高が6兆円を上回ることを目標として、潤沢な資金供給を行う。

- (2) 公定歩合の引き下げ（賛成多数）

公定歩合を0.15%引き下げ0.10%とし、明日より実施する。

- (3) 補完貸付制度の利用上限日数の引き上げ（全員一致）

補完貸付制度（いわゆるロンバート型貸付制度）の公定歩合による利用上限日数を、今積み期間（9月16日～10月15日）について、5営業日から10営業日に引き上げる。

2. 日本銀行は、さる9月11日の米国における同時多発テロ事件発生後の流動性需要の高まりを受けて、日本銀行当座預金残高を8兆円を上回る水準にまで大幅に拡大させるなど、資金決済の円滑と金融市場の安定の確保に向けて、万全の措置を講じてきた。

3. 内外の金融市場をみると、主要中央銀行による潤沢な流動性供給や、市場参加者による適切な対応の結果、これまでのところ、取引や決済の混乱は回避し得ている。しかし、今回の事件が内外の金融資本市場やひいては実体経済活動にどのような影響を与えていくのか、引続き細心の注意をもって見守っていく必要がある。また、今後、万が一にも資金決済の円滑や金融市場の安定が損なわれるような事態になると、これまでの思い切った金融緩和措置の効果浸透に支障をきたすおそれがある。

4. 日本銀行では、以上のような状況に鑑み、金融市場の安定を確保するとともに、金融緩和のより強力な効果浸透を図る観点から、今回の措置を実施することが適当と判断した。

5. これまで繰り返し強調してきたとおり、金融緩和の効果が十分に発揮され、日本経済が安定的かつ持続的な成長軌道に復帰するためには、不良債権問題の解決をはじめ、金融システム面や経済・産業面での構造改革の進展が不可欠である。その意味から、今回の事件の影響や構造改革に伴う様々な痛みを乗り越えて、各方面における改革への取り組みが、たゆまず進められることが強く期待される。

6. 日本銀行では、物価の継続的な下落を防止するとともに、不良債権処理に伴う問題への対応も含め、日本経済の安定的かつ持続的な成長の基盤を整備するため、今後とも中央銀行としてなし得る最大限の努力を続けていく方針である。

(別添2)

平成13年9月18日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程(平成13年10月~14年3月)

	会合開催	金融経済月報公表 ^(注) (議事要旨公表)	
13年10月	10月11日<木>・12日<金> 10月29日<月>	10月15日<月> —	(11月21日<水> 12月4日<火>)
11月	11月15日<木>・16日<金> 11月29日<水>	11月19日<月> —	(12月25日<火> 1月21日<月>)
12月	12月18日<火>・19日<水>	12月20日<木>	(1月21日<月>)
14年1月	1月15日<火>・16日<水>	1月17日<木>	(3月5日<火>)
2月	2月7日<木>・8日<金> 2月28日<水>	2月12日<火> —	(3月26日<火> 未定)
3月	3月19日<火>・20日<水>	3月22日<金>	未定

(注)「経済・物価の将来展望とリスク評価(2001年10月)」は、10月29日<月>の金融政策決定会合で審議・決定のうえ、10月30日<火>に公表の予定。

◆大和銀行グループ、あさひ銀行、経営統合について基本合意

大和銀行グループ(大和銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行)ならびにあさひ銀行は、9月21日、大和銀行グループが設立する持株会社にあさひ銀行が参加し、経営統合することについて基本合意し、対外公表を行った。

◆金融庁、「米国における同時多発テロを踏まえた対応について」を公表

金融庁は、9月25日、「米国における同時多発テロを踏まえた対応について」を公表した。その内容は以下のとおり。

米国における同時多発テロを踏まえた対応について

9月11日の米国における同時多発テロの発生を受けて、当庁としては、同日、金融庁長官を本部長とする対策本部を設置し、状況の把握及び対応等に努めてきたところであるが、政府対応方針(9月12日安全保障会議)、「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置について」(9月19日テロ対策関係閣僚会議決定)及びG8首脳声明(9月19日)等を踏まえ、こうしたテロ事件等が金融システムに与える影響を最小化するとともに、テロ防止の観点から、当面以下の措置を講ずることとする。

1. 金融システムの維持

(1) 金融システムの維持に万全を期すため、日本銀行及び海外金融市場当局等と緊密に連携を図りつつ、引き続き適切に対処する。

(2) 特に、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）を通じ、有事の際における金融監督者間の連絡体制について一層の強化を図る。

2. タリバーン関係者等に対する資産凍結等

今般、外務省、財務省、経済産業省は、国連安全保障理事会決議（1267号及び1333号）に基づき、タリバーン関係者等に対し、外国為替及び外国貿易に関する法律による資産凍結等の措置を講じたところであるが、当庁としても所管金融機関に対しその遵守について周知徹底を図る。

3. マネー・ローンダリング対策等

マネー・ローンダリング対策については、平成12年に組織的犯罪処罰法が施行され、犯罪収益に係る疑わしい取引の届出制度が整備されたところであるが、テロ資金が犯罪収益から来ている場合マネー・ローンダリングの問題として対応可能であることから、特に以下の点について重点的に対応する。

(1) 現行のマネー・ローンダリングをチェックする体制を活用し、上記2.の措置の対象となるタリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、犯罪収益の疑いのある取引として届出を行うよう金融機関に対し要請する。また、金融機関から届出のあった犯罪収益に係る疑わしい取引に関する情報について整理・分析を行い、捜査に役立つ情報を捜査機関等へ提供する。

(2) 犯罪収益に係る疑わしい取引に関する情報について、外国当局との間で国際的な情

報交換の二国間取極めの締結を推進する。

(3) テロ資金供与対策については、テロ資金供与防止条約の年内署名を前提に、同条約の早期実施に向けて、金融機関等に対する「テロ資金に係る疑わしい取引の届出」等の義務づけ等につき、関係省庁におけるテロ資金供与等の犯罪化に係る検討と連携して検討を進める。

4. 不公正取引の監視

(1) 米国の同時多発テロに関連して、不公正な証券取引が行われていなかったかどうかについて、証券取引等監視委員会において東京証券取引所・大阪証券取引所とも連携して調査を行っており、仮に取引の公正性を害すると疑われる事例が認められれば、事実関係を解明する等、適切に対応する。

(2) 不正取引監視についての国際的な協力体制の整備を図る。このため、市場監督当局者間の情報交換取極めを速やかに締結する。

5. 金融機関における危機管理体制等

防犯・防災対策等の整備については、従来から金融検査マニュアル等に基づき厳正にチェックを行ってきたが、今般の事件を踏まえ危機管理に万全を期するため、特に以下の点について改めて要請及び周知徹底を図る。

① 不穏な情報を入手した際や有事発生時における治安当局との連携確保、

② テロ事件を未然に防止するための体制の整備、特に、コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管

理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行うほか、サイバーテロ等ネットワークを通じたコンピュータ犯罪に対して十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備、

- ③ 有事における、被災軽減及び業務継続のための体制整備、特に、イ)重要データ等の避難場所をあらかじめ確保するほか、バックアップの取得、分散保管、隔地保管等保管場所に留意した管理方法の整備、ロ)コンピュータシステムのコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）の整備、等。

◆政府、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を閣議決定

政府は、9月28日、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

1. 銀行等による株式等の保有の制限

- ① 銀行等（銀行、長期信用銀行、農林中央金庫及び信金中央金庫）及びその子会社等は、当分の間、株式その他これに準ずるものについては、合算して、その自己資本に相当する額を超える額を保有してはならないこととする。銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社についても、同様とする。
- ② この規定は、平成16年9月30日から適用することとする。ただし、一定以上の株式等を保有している銀行等については、当該銀行等の業務の適正な運営を損なうおそれがある場合その他のやむを得ない理由があるものとして、主務大臣の承認を受けたときは、その適用を最大2年間猶予する。

2. 銀行等保有株式取得機構

（設立）

- ① 機構は、一を限り設立される認可法人とする。
- ② 機構を設立するには、十以上の銀行等が発起人となり、創立総会を経て、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととする。
- ③ 機構の当初拠出金は、100億円を下回ってはならないこととする。

（業務）

- ① 機構は、会員の保有する株式の買取り及び買い取った株式の管理・処分、会員の保有する株式の売付けの媒介等の業務を行うものとする。
- ② 株式の買取りは、平成18年9月30日までに限り行うことができるものとする。
- ③ 機構に一般勘定（ETF・投資信託の組成等のための買取りを行う勘定）及び特別勘定（セーフティネットとしての買取りを行う勘定）を設け、政府は特別勘定に係る借入等の保証をすることができることとする。
- ④ 特別勘定による株式の買取りについては、一定の要件を満たす株式に限ることとし、株式を売却した会員は、売却時拠出金として、売却額の百分の八を機構に納付することとする。

（監督）

- 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構に対し監督上必要な命令をすることができるほか、立入検査を行うことができることとする。

(解散)

- ① 機構の存続期間は、設立後 10 年とする。
買取期間経過後、買い取った株式をすべて処分した場合においても、解散する。
- ② 機構の解散時において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、一定の限度まで会員に残余財産の分配を行うことと

する。さらに残余があるときは、国庫に納付するものとする。

- ③ 機構の解散時において、その財産（拠出金を含む）をもって債務を完済することができないときは、政府は、当該債務を完済するために要する費用を補助することができることとする。

◆現行金利一覽

(13年10月15日現在)(単位 年%)

	金利	実施時期	()内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.10	13. 9. 19	(0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.70	13. 10. 10	(1.65)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(13年10月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>1.332</u>	<9月債> 1.346
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>100.60</u>	100.47
政府短期証券	応募者利回り (%)	<13年10月15日発行分> 0.0129	<13年10月9日発行分> 0.0085
	発行価格 (円)	<u>99.9967</u>	<u>99.9978</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>1.457</u>	<9月債> 1.400
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.50</u>	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>1.466</u>	<9月債> 1.411
	表面利率 (%)	1.4	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.42</u>	99.90
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<10月債> <u>0.800</u>	<9月債> 0.750
	表面利率 (%)	<u>0.80</u>	0.75
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<10月後半債> 0.100	<10月前半債> 0.100
	同税引後 (%)	0.090	0.090
	割引率 (%)	0.09	0.09
	発行価格 (円)	99.91	<u>99.91</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、「『自己資本に関する新しいバーゼル合意』に係る作業の近況報告」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、9月21日、「『自己資本に関する新しいバーゼル合意』に係る作業の近況報告」(原題:Update on Work on the New Basel Capital Accord)を公表した(本仮訳は、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)に掲載)。